

原子力規制人材育成事業の令和4年度実施方針

令和4年3月16日

原子力規制庁

1. はじめに

原子力規制庁では、広く原子力安全・原子力規制に係る人材を確保・育成するため、平成28年度から原子力規制人材育成事業を実施しており、これまでに28事業の採択を行ってきた（別紙1）。

令和4年度においても3～4件程度の事業を採択できる見込みであることから、令和4年度における本事業の実施方針を整理した。

2. 令和4年度における実施方針

令和4年度においては、令和3年度と同様に、下記の方針に基づいて公募を行い、原子力規制人材育成事業審査評価委員会（以下「審査評価委員会」という。）（別紙2）による審査の上、採択事業を決定する。

令和4年度事業の審査では、将来的に規制に従事する人材を育成していく事業の採択に重点を置き、以下の類型に示す関連分野に関する基礎的事項を教授するプログラムの採択を目指す。

(1) 類型

原子力規制に必要な知見を身に付けた人材を育成・確保するものとするため、令和3年6月2日の第11回原子力規制委員会において原子力規制委員会職員（一般職技術系職員）のキャリアパスイメージにおける専門分野を示したことを踏まえ、以下の3類型にて令和4年度の公募を行う。

- ① 原子力プラント規制等に係る業務（実用炉・核燃料施設、放射性廃棄物関連施設等の審査・検査）に必要な科学的・技術的知見（原子力安全、核セキュリティ、保障措置に係る科学的・技術的知見を含む）を身に付けた人材を育成するための教育プログラム
- ② 放射線防護に係る業務（原子力災害対策、放射線規制、放射線モニタリング）に必要な科学的・技術的知見を身に付けた人材を育成するための教育プログラム
- ③ 自然ハザード・耐震に係る業務（地盤、地震、津波、火山及び耐震・耐津波設計の審査）に必要な科学的・技術的知見を身に付けた人材を育成するための教育プログラム

(2) 事業区分

事業は、以下の2つの区分に分けて募集を行う。

① 新規事業

新規に事業を実施するものであり、年度あたり3,000万円程度までの支援を行う。

② 継続事業

令和2年度又は令和3年度に終了した事業であって、令和4年度以降も引き続き実施するものであり、旅費や消耗品を用いる演習等について年度あたり1,000万円程度までの支援を行う。

なお、新規事業と継続事業の採択の考え方は、新規事業の採択を優先し、継続事業は、終了した前事業での実績及び継続事業の実施予定内容を踏まえ、継続することの意義や評価の高い提案事業を採択する。

(3) 行政事業レビュー指摘事項対応

令和2年度原子力規制委員会行政事業レビュー公開プロセスにおいて、規制庁がより主体的・積極的に本事業に関わる必要があるとの指摘を受けたことを踏まえ、以下の事項を事業に含めることを推奨するとともに、事業に参加した学生等の知見の習得度合等の成果を着実に把握し、今後の改善に資する取組を事業に含めることを採択要件とする。

- 原子力規制庁職員による講師派遣
- 事業の実施に支障のない範囲での受講生募集等に係る広報
- 原子力規制庁（原子力安全研修所を含む）への学生のインターンシップ等

3. 今後のスケジュール

- | | |
|------------------|---------------------|
| 3月17日（木） | ： 公募開始 |
| 3月24日（木）及び30日（水） | ： 公募説明会 |
| 4月18日（月） | ： 公募締切り |
| 公募締切り後～6月 | ： 書類審査、ヒアリング審査 |
| 7月頃 | ： 採択結果通知・公表、交付申請手続き |
| 交付決定後 | ： 事業開始 |

<別紙>

別紙 1 原子力規制人材育成事業 採択事業一覧

別紙 2 原子力規制人材育成事業審査評価委員会構成員

原子力規制人材育成事業 審査評価委員会 構成員

田中	知	原子力規制委員会委員
山中	伸介	原子力規制委員会委員
伴	信彦	原子力規制委員会委員
石渡	明	原子力規制委員会委員
金城	慎司	原子力規制庁長官官房人事課長
河原	雄介	原子力規制庁長官官房参事官（会計担当）※ ¹
遠山	眞	原子力規制庁技術基盤グループ技術基盤課長※ ¹
新田	晃	原子力規制庁放射線防護グループ放射線防護企画課長※ ¹
大島	俊之	原子力規制庁原子力規制部原子力規制企画課長※ ¹

(敬称略)

- ※¹ 参事官（会計担当）、技術基盤課長、放射線防護企画課長及び原子力規制企画課長は、指名した代理者を審査評価委員会構成員の代理とすることができるものとする。
- ※² 人事課長は、応募内容に応じて、指名する管理職職員を審査評価委員会構成員として追加することができるものとする。
- ※³ 審査を充実させるため、応募内容に応じて、関連する業務を所掌する管理職職員が推薦する若手職員を会合に招致して意見を聴く。